

一般社団法人北海道建築技術協会

令和3年度 事業計画

令和3年5月20日

令和3年度事業計画

北海道における建築業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、道内産業の振興並びに公共の福祉の増進に寄与するため、令和3年度は次の方針に基づき各種の事業を実施する。

○令和3年度事業計画の方針

- ・研究会活動及び研修会・講習会・セミナー・見学会などの普及啓発活動の活発化し、質の高い会員サービスの提供を図る。
- ・講習会、セミナー等のWeb講習やセミナー等の録画動画のホームページでの公開などを進める。
- ・理事会などの会議の機動的な運用を図るためWeb利用を進める。
- ・会員のほか北海道をはじめとする地方公共団体、大学、(地独)北海道立総合研究機構北方建築総合研究所および林産試験場、そのほかの関係団体の協力を得て、各種事業を積極的に推進・展開し、一層の社会的貢献を図る。
- ・法人会員、個人会員の増強を図るとともに効率的な業務の執行に努める。

第1 建築に係る調査、研究、開発に関すること

1 特定専門研究委員会の設置等

新たな研究委員会設立の申請を随時理事会において審議し、設置する。

2 調査研究等の補助事業、助成事業の実施

調査研究等の補助、助成事業について、当協会では実施可能な事業を積極的に応募し、実施する。

・応募予定の補助事業

- (1) 住宅ストック維持・向上促進事業(消費者の相談体制の整備事業)(国土交通省補助事業)
- (2) 住宅建築技術国際展開支援事業(うち事業環境整備)(国土交通省補助事業)

3 委託事業の実施

地方公共団体や民間企業等からの建築・住宅に係る各種の調査・研究・技術指導等の委託業務の窓口は寒地建築研究所とし、その実施はこれまでどおり受託委員会や各研究会などがその実施にあたる。本年度は、実施方法や実施体制を整え、順次実施する。

4 関係資料の収集・閲覧等

建築技術に関する資料を収集・整理し、会員及び建築住宅関係の技術者・技能者、研究者、事業者並びに一般ユーザーに対し、求めに応じて閲覧・配布する。

第2 建築技術の普及・啓発に関すること

1 フォーラムの開催

テーマを設定し、建築関係者及び一般市民を対象に年1回開催する。開催の時期、場所及びテーマについては副会長と共に部会・研究会連絡会議で検討・決定し、各研究会及び会員と協力して実施する。

2 講演会、見学会の開催

住宅および一般建築等の新築、改修などを計画する一般ユーザー及び関係技術者並びに会員を対象にして、副会長と共に部会・研究会連絡会議、各研究会、特定専門研究委員会などで適宜企画し実施する。

3 住宅リフォーム事業の実施

前年度に引き続き「性能向上リフォーム」に関する普及啓蒙活動を行い、消費者への情報提供、地方公共団体との連携・協力、リフォーム事業者の資質の向上等に関連する諸事業を実施する。令和2年1月に北海道住宅リフォーム推進協議会(当協会が事務局)が改訂発行した消費者向けリフォームガイドブック活用し、普及啓発事業を進める。

国土交通省が募集する「住宅ストック維持・向上促進事業(うち、消費者の相談体制の整備事業)」に応募する。

また、(一社)住宅リフォーム推進協議会が企画する「消費者向けセミナー」及び「事業者向けセミナー」を共同で開催する。

4 相談事業の実施

寒地建築研究所において所属の上席研究員を中心に対応する。

5 機関紙「会報No.18」の発行

副会長と共に部会・研究会連絡会議で企画した「会報No.18」を令和4年1月に発行する。

6 普及・啓発資料の作成・頒布等

ア 普及図書等の頒布

北海道住宅検査人登録講習会テキストである「既存木造戸建住宅・現況調査と評価」、BIS講習会テキストの「北の住まいの熱環境計画2015(第2版)」および「住宅の断熱・換気その最前線」、「RC造 外断熱改修工法ハンドブック」などのこれまでに発行された図書を広く頒布する。また、今年度から使用するBIS養成講習会用のテキストの印刷を行う。

イ 各種研究委員会活動の成果等のフィードバック

各種研究委員会において研究・検討された内容に関して、会員へのフィードバックの機会を設け、普及・啓発に努める。平成20年度から実施している研究委員会報告会（中間報告も含め）を令和3年度も12月に実施する。

7 ホームページの充実・運用

平成28年度にリニューアルした協会ホームページの掲載内容等の更新、チェックを適宜行い、最新情報の発信を行う。公開可能なセミナー、講習会等の動画のホームページからの配信を行う。

第3 建築技術者・技能者等の育成・認定・研修に関すること

1 BIS認定事業の実施

BIS養成講習会は、実講習のほか遠隔地でのWeb講習の実施を検討する。BIS更新講習会は、昨年同様、札幌での実講習の録画を用いたWeb講習を進める。

BIS－E認定試験は札幌市で2回行う。

2 住宅リフォーム事業者登録事業の実施

平成21年から開始した「住宅リフォーム事業者登録制度」登録事業者について、今年度も引き続き事業者の登録と登録証の発行、会社情報のホームページや紙媒体での公開を実施する。

3 北海道住宅検査人認定・登録事業の実施

平成21年2月から開始した北海道住宅検査人の認定・登録と登録者の公開を今年度も引き続き実施していく。協会主催の登録講習会及び更新講習会をそれぞれ1回ずつ実施する。

4 研修会・セミナー等の開催

建築物の品質確保、性能向上に関与する建築技術者・技能者の質の向上に資するため、技術・技能実務者等を対象とした研修会、講習会等を企画・実施する。

第4 関係機関、団体等との連携・協力に関すること

1 一般社団法人日本建築学会との連携

日本建築学会の各種委員会等に参画するなど今後とも密接な連携を維持して行く

2 関係機関等との連携・協力

従来から連携・協力関係にあった道内大学の建築系学科、国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所および林産試験場、(一財)北海道建築指導センター、(一社)北海道ビルダーズ協会、(公社)日本エクステリア建設業協会、(一社)全国建築コンクリートブロック工業会、(一社)日本建築構造技術者協会北海道支部、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会及びその他の関連団体等との情報交換など、密接な連携・協力を増進する。

第5 その他

1 会員増加の推進

新規会員の加入を進め、各種事業の充実・活発化、最新情報の提供など会員サービスの向上を図る。

以 上